

「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録・派遣事業」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が、安全で安心して暮らせるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）のための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する人材を、地域において防犯活動、防犯環境の整備、官民が連携した犯罪防止のための活動等に取り組む又は取り組もうとする団体等に派遣し、団体等の悩みや課題の解決、安全・安心まちづくりに関する意識の高揚、ノウハウの習得等、団体等の活動の活性化に資することを目的とする。

(登録)

第2条 知事は、安全・安心まちづくりのための活動に自ら取り組み、高い見識と経験を有する者からの申請に基づき、本事業の実施において適当と思われる者を「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として登録するものとする。

2 前項の登録の有効期間は、登録された日から2年以内で知事が定める期間とする。ただし再登録を妨げない。

3 知事は、第1項の登録を行ったときは、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー登録簿」（様式第1号）を作成し公開するものとする。

(補助者)

第3条 アドバイザーは、派遣される団体等の規模、参加人数等によりアドバイザーを補助する者（以下「補助者」という。）が必要となる可能性がある場合には、登録を申請する際に指定することができる。

(派遣対象)

第4条 アドバイザーの派遣を申請できる団体等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防犯活動等に取り組み、又は取り組もうとする地域の団体等
（グループ、自治会、防犯団体、老人会、婦人会、学校、PTA、NPO等）
- (2) 官民が連携して防犯活動等に組み込むために組織された団体
（まちづくり推進協議会等）
- (3) 地域と連携して防犯活動等に組み込み、又は取り組もうとする事業者等
- (4) 地域防犯活動の活性化に寄与する活動を行う市町村

2 アドバイザーの派遣は、次の要件を満たした団体等に対し行うものとする。

- (1) 県民を対象に、次のいずれかの目的で開催されるものであること。
 - ① 活動方法及び運営方法の事例検討を通して、団体活動の活性化のためのノウハウ等の習得
 - ② 防犯環境指針に基づく防犯環境設計の知識習得
 - ③ 防犯意識醸成のための防犯に関する知識習得
 - ④ 地域住民等によるワークショップ方式による安全マップづくり
 - ⑤ 官民が連携して取り組むために設置された組織による安全・安心まちづくりのための活動
 - ⑥ その他、安全・安心まちづくりの普及のために知事が適当と認めた事業
- (2) おおむね10名以上の参加者を見込んで実施されるものであること。
- (3) 営利目的、政治思想や宗教の教義等を広める目的で開催されるものでないこと。
- (4) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること。
- (5) 事業所が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること。

(派遣申請の手続)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、派遣希望日のおおむね2週間前までに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣申請書」（様式第2号）を県に提出するものとする。

2 県は、前項による派遣の申込みがあったときは、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣を決定した旨を、アドバイザーに通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 県は、前条の規定により派遣を決定した会合、研修会等の開催費用のうち、アドバイザー及びその補助者に対する謝金及び旅費を県の規程に基づき負担する。

(派遣変更申請の手続)

第7条 申請者は、派遣の決定を受けた後、やむを得ない理由により派遣内容に変更が生じた場合は、「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣変更申請書」(様式第2号の2)により、速やかに、変更申請をしなければならない。

2 知事は、前項の規定による派遣変更申請があったときは、その採否を決定し、申請者に通知するものとする。また、派遣変更を決定した旨をアドバイザーに通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、派遣終了後、速やかに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣実施報告書」(様式第3号)を県に提出しなければならない。

(中止報告)

第9条 申請者は、災害その他やむを得ない理由により、会合、研修会等を実施できなかったときは、速やかに「福岡県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣中止報告書」(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(費用の支払い)

第10条 生活安全課長は前条の規定による報告を確認の上、速やかにアドバイザー及びその補助者に謝金及び旅費を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年 5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 8月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 7月 1日から施行する